

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	3	府省庁名 農 林 水 産 省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	株式会社農林漁業成長産業化支援機構（A-FIVE）の資本割に係る課税標準の特例措置の創設	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>（株）農林漁業成長産業化支援機構（以下「機構」という。）は、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展、農山漁村の活性化並びに農林漁業者の経営の安定向上を図るためには、国内外の多様な需要に応じた我が国農林漁業の安定的な成長発展を図ることが重要であることに鑑み、地域との調和に配慮しつつ、我が国農林漁業が農林漁業者の所得を確保し、及び農山漁村において雇用機会を創出することができる成長産業となるようにするため、農林漁業者が主体となって、農林水産物、農林漁業の生産活動又は農山漁村の特色を生かしつつ、新商品の開発、生産若しくは需要の開拓、新たな販売の方式の導入若しくは販売の方式の改善、新役務の開発、提供若しくは需要の開拓又は農山漁村における再生可能エネルギーの開発、供給若しくは需要の開拓を行い、国内外における新たな事業分野を開拓する事業活動等に対し資金供給その他の支援を行うことを目的として、農林漁業成長産業化支援機構法に基づき、設立された株式会社である。</p> <p>機構は、全国各地の地方銀行等が設立したサブファンド（投資事業有限責任組合）を通じた間接出資を主として6次産業化事業体への出資等を行っており、設立から現在において、48のサブファンドによる推進体制が整備され、その結果、6次産業化事業体への出資に占める地方案件（東京都以外）は9割を超える等、地方における機構の貢献度は高い。</p> <p>現在、「未来投資戦略2017」（平成29年6月9日閣議決定）において、6次産業化の推進が位置づけられ、その中で農林漁業成長産業化ファンドについて、本年5月に措置された農業法人等に対する直接出資の仕組みを活用しつつ、株式会社日本政策金融公庫と連携を図りながら、ファンド活用を推進することとされ、また、「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日閣議決定）においても、農林水産物・食品輸出額の平成31年（2019）1兆円達成に向けて、「農林水産物の輸出力強化戦略」の実践に必要なハード面とソフト面のインフラ整備等（中略）の機構による支援の充実等（ソフト面）が明記されており、機構の更なる活用を推進し、地域の活性化を図ることが求められている。</p> <p>さらに、「農業競争力強化プログラム」（農林水産業・地域の活力創造プラン（平成28年11月29日改定））に基づき、良質かつ低廉な農業資材の供給や流通等の合理化を実現し、農業の競争力強化を図るため、政府として規制の見直しをはじめとする農業生産関連事業者の事業環境の整備や事業者の自主的な事業再編等の促進等を内容とした、「農業競争力強化支援法案」を平成29年8月1日に施行したところ。同法においては、全国各地に所在する農業生産関連事業者の事業再編等を支援する措置として、機構による出資等が位置づけられており、今後、機構に求められる役割はより大きなものとなっている。</p> <p>以上のことから、機構においては民間投資が十分に期待しえないリスクマネーの供給を行うためにも十分な財政基盤を有していることが望ましいが、これには必然的に多額の資本金が必要になり、資本金の全額が法人事業税の外形標準課税の対象となった場合、資本割による多額の税負担が生じ、業務遂行のための財産基盤が損なわれ、当該役割を適切に果たせなくなるおそれがあることから、これを回避する措置を講ずる必要がある。</p> <p>・ 特例措置の内容</p> <p>機構について、平成30年4月1日から平成45年3月31日（機構法第25条第2項により定められた、保有する全ての株式等及び債権の譲渡その他の処分を行うよう努めなければならない期限）の間に、開始する各事業年度の事業税に限り、法人事業税の資本割に係る課税標準額を銀行法施行令で定める銀行の最低資本金の額（20億円）とみなす特例措置の新設を要望するもの。</p> <p>※現在、平成24年度（補正含む）に財投特会から300億円の出資に加え、民間企業より19億円の出資を加えた319億円が資本金となっている。また、平成29年度に120億円の予算措置がされているところ。</p>	
	ページ	3 - 1

<p>〔関係条文〕</p>	<p>地方税法第72条の12第1項第1号ロ、第72条の21第1項</p>
<p>減収 見込額</p>	<p>[初年度] ▲210 (-) [平年度] ▲210 (-) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>
<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的 農林漁業者等が主体となって、6次産業化に取り組む国内外における新たな事業分野を開拓する事業活動に対し、出資等による経営支援を行うとともに、農林漁業が農林漁業者の所得を確保し、農山漁村において雇用機会を創出することができる成長産業となることを目指す。</p> <p>(2) 施策の必要性 機構がその業務を遂行するためには十分な財産基盤を有していることが望ましく、多額の資本金が必要となるが、資本金等の全額が法人事業税の外形標準課税の対象となった場合、資本割による多額の税負担が生じることになり、業務遂行のための財産基盤が損なわれるおそれがある。従って、法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置（資本金等の額を銀行法施行令で定める銀行の最低資本金（20億円）とする、法人事業税の資本割に係る課税標準の特例措置）を講じることにより、機構の税負担を軽減させることが不可欠である。</p>
<p>本要望に 対応する 縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>・農林水産省の政策体系における位置づけ</p> <p>《大目標》 食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。</p> <p>《中目標》 食料の安定供給の確保</p> <p>《政策分野》 生産・加工・流通過程を通じた新たな価値の創出による需要の開拓</p>
	政策の達成目標	農林漁業者等が主体となって、6次産業化に取り組む国内外における新たな事業分野を開拓する事業活動に対し、出資等による経営支援を行うとともに、農林漁業が農林漁業者の所得を確保し、農山漁村において雇用機会を創出することができる成長産業とする。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	機構が株式等の譲渡その他の処分等を行うよう努めなければならないとされている期間 (平成30年4月1日～平成45年3月31日)
	同上の期間中の達成目標	上記「政策の達成目標」に同じ。
	政策目標の達成状況	機構等の出資状況については、6次産業化事業体へ115件の支援決定を実施。 (平成29年8月末現在、機構による直接出資2件含む。)
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>約210百万円の見込み。 (算出根拠)</p> <p>① 特例措置適用前 資本金額 43,902,000,000円×税率0.5%=219,510,000円 ② 特例措置適用後 資本金額 2,000,000,000円×税率0.5%=10,000,000円 ③ ①-②=209,510,000円</p> <p>※資本金43,902,000,000円には平成29年度に予算措置された120億円分を含む。</p>
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	機構が業務を遂行するにあたり、多額の資本割が課されれば、業務遂行のための財産基盤が損なわれるおそれがあるため、当該特例措置を創設することが、機構における農林漁業者の6次産業化に取り組む出資等や経営支援の円滑な実施の遂行上不可欠である。本措置を講じることにより、上記「政策の達成目標」の達成に寄与する。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	同一の目的である他の措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	本措置を講じることにより、機構において利益に関わりなく流出する租税公課が減額され、業務遂行のための財務基盤が維持・強化される。これは、利益に関わりなく流出する租税公課の分を事後的に追加出資や補助金等で手当てするよりも執行コストが小さく妥当である。なお、(株)地域経済活性化支援機構及び(株)民間資金等活用事業推進機構においても同様の措置が講じられている。
ページ	3 — 3	

税負担軽減措置等の 運用実績	—
「地方税における税 負担軽減措置等の適 用状況等に関する報 告書」に おける適用実績	—
税負担軽減措置等の適 用による効果（手段とし ての有効性）	—
前回要望時の 達成目標	—
前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	—
これまでの要望経緯	—
ページ	3 — 4